

広報紙

ルック

第16号

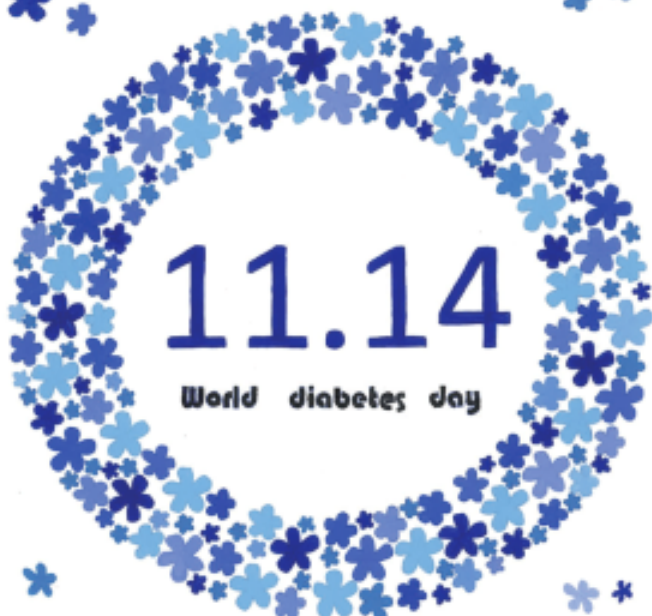

world diabetes day
14 November



みんなに伝えよう！

糖尿病の正しい知識と予防・治療

世界糖尿病デー



一歩一歩すこしずつ 明るい未来へ

※画像は世界糖尿病デーポスターコンクール2018年受賞作品から引用

- ◆ ー 糖尿病について
- ◆ ー 防災について
- ◆ ー 地域医療連携室



新しい時代へ、共に育み、
チームワークで取り組む、信頼の地域医療



world diabetes day

14 November

世界糖尿病デー 公式HPより



糖尿病代謝内科を専門にしております、医師の大西峰樹と申します。

この度は世界糖尿病デーにあわせて、糖尿病についてのお話をいたします。

糖尿病の患者数は年々増加しており、糖尿病患者が約1,000万人、予備群も含めて2,000万人いると報告されています。日本人の6人に1人に相当する人数です。世界をみま

しても、アメリカでは予備群を含め1億4,500万人、全世界では約4億2,500万人にものぼり、その数はさらに増加していくと予想されています。6秒に1人の人が糖尿病関連で死亡しており、その経済的損失は7,270億ドル、オランダや東京都のGDPに相当する金額です。

1991年この世界に拡散増殖する糖尿病の脅威に対応するため、国際糖尿病連合と世界保健機構（WHO）が11月14日を世界糖尿病デーと設定し、2006年には国連総会で全会一致で採択されました。日本でもこの日は糖尿病のイメージカラーである青色に、大阪城などの各地の施設がライトアップされます。

世界糖尿病デーは、この日を中心に全世界で繰り広げられる糖尿病啓発キャンペーンであり、糖尿病の予防や治療継続の重要性について市民の皆様にも周知する重要な機会となっています。

このような活動にもかかわらず、男性の40～49歳の働き盛り世代で、糖尿病患者の約5割が未受診または治療中断という状況です。糖尿病には痛みなどの自覚症状が少ないことから、疑いがありながらそのまま治療を受けないケースが多くあることが、その要因と考えられています。

また、糖尿病は血糖の悪い状態が続いたり放置したりすると、合併症が進展することが知られています。3大合併症と呼ばれる、糖尿病網膜症、糖尿病腎症、糖尿病神経障害が特に多く、また心筋梗塞、狭心症、脳梗塞なども合併の危険が増加します。

これらの糖尿病の加療を重点的に行うために、当院では週に6コマの糖尿病外来を、1コマの1型糖尿病外来を開設し、治療に当たっています。

この秋からはコントロールに難渋する2型糖尿病や1型糖尿病の治療に対応するため、血糖調整機能が付いたインスリンポンプ療法や、連続式皮下血糖測定装置なども、使用可能となりました。

検診などで、血糖の高値や尿糖などが指摘された方は、放置せずに当科外来にご相談ください。

世界で**6**秒に
1人の命を
奪う病気
糖尿病



※IDF Diabetes Atlas 9th edition 2019

防災について

従来、我が国の「防災」は、被害をどれだけ少なく抑えるかという「予防」を中心とするものでした。もちろん、それはこれからも必要ですが、災害への対応には、国や自治体等による「公助」のほか、自らの防災力を高める「自助」、顔見知り同士が助け合う「互助」、見知らぬ者同士も助け合う「共助」があります。自助力を高めるためには、教育が重要です。新たな学習指導要領に則した授業が2020年度からスタートしています。そこでは、「災害を知る」「災害に備える」「行動する」という3つの能力を、みんなが身に着けることが大切と教えています。また、災害はめったに起きないため、シミュレーションの活用が非常に重要です。(防災科学研究所ホームページより)

災害は忘れたころにやってくるといいます。寒さに向かい災害への備えを日頃より心掛けることが必要です。

病院では、消防法の規定で消防計画に基づく訓練の実施は最も重要な事項です。年2回以上の消火・避難訓練の実施が義務づけられ、消防隊が到着するまでの時間は、職員が自衛消防活動を如何に迅速・的確に実践するかにかかっています。関係者全員が無事避難できるよう体で覚えるように訓練をしています。



地域医療連携室は患者さんやご家族、地域の相談窓口です

私たちはこんな相談に応じています。

- | | |
|-----------------------|------------------------|
| 1. 医療費や生活費などの経済的な問題 | 2. 療養に伴って生じる社会的、心理的な問題 |
| 3. 入院・転院・福祉施設入所の相談・調整 | 4. 在宅医療・介護・復職・復学などの問題 |
| 5. かかりつけ医についての相談 | 6. 病院に対する要望や苦情 など |

月曜日～金曜日 9:00～16:50

土曜日 9:00～12:00